

## 特定教育・保育施設の基準改正に関する比較表

項目	旧		新		
	平成26年度までの現行基準		平成27年度からの基準		
1 利用定員	保育所: 60人以上(小規模保育所、夜間保育所除く) 認定こども園: 幼稚園及び保育所の定員合計60人以上(保育所10人以上)		利用定員の数を20人以上		従うべき基準
2 運営規定等施設の概要の説明・同意	保育所: 市が各保育所の名称、設備の状況、入所状況、運営状況、保育方針等の情報提供する。 認定こども園: 教育及び保育等の状況、運営の状況など積極的に情報を提供する。		施設は、申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を文書にて交付し、申込者の同意を得なければならない。 ・運営規定の概要 ・職員の勤務体制 ・利用負担等		従うべき基準
3 利用の応諾義務	幼稚園	なし	正当な理由がなければ、利用の申込を拒んではならない。 利用定員の超過により、選考等を行う場合は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならない。		従うべき基準
	認定こども園	(保育に欠ける子)市からの保育に欠ける子の該当する旨を通知を受けた子について、正当な理由がない限り入所を拒んではならない。 ただし、その子が入所することにより、適切な保育の実施が困難となる場合は、公正な方法により選考することができる。	幼稚園・認定こども園(1号認定)	利用定員の総数を超過する場合、公正な方法で選定 ・抽選、申込受付順 ・施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく抽選など	
	保育所	市から保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	保育所・認定こども園(2号認定、3号認定)	支給認定こどもの総数が、利用定員の総数を超過する場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認める支給認定こどもが優先的に利用できるよう選考するもの。	
4 あっせん、調整及び要請に対する協力	市が行う利用の調整又は要請に対し、できる限り協力しなければならない。		市が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		従うべき基準
5 利用者負担額等の受領	保育所: 市が徴収を行う。ただし、収入の確保及び本人又は扶養義務者の便宜の増進に寄与する場合に限り、収納事務を私人に委託できる。 幼稚園及び認定こども園: 設置者は保護者から保育料の支払いを受ける。		特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用負担額の支払いを受ける		従うべき基準
6 特定教育・保育の取り扱い方針	幼稚園: 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育 保育所: 児童福祉法に規定する幼児に対する保育 認定こども園: 幼稚園及び保育所の教育保育内容		小学校就学前子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない		従うべき基準

	項目	旧	新	
		平成26年度までの現行基準	平成27年度からの基準	
7	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。	国籍、信条、社会的身分または費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない	従うべき基準
8	虐待等の禁止	子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。	子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従うべき基準
9	懲戒に係る権限の乱用禁止	子どもの福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない	従うべき基準
10	秘密保持等	正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	業務上知りえた秘密をもらしてはならない。あらかじめ情報提供について文書により保護者の同意を得ておかなければならない	従うべき基準
11	事故発生時の防止及び発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、関係機関及び子どもの家族への連絡を行わなければならない。また、原因を究明し、再発防止策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生防止のための措置を講じなければならない。</li> <li>・事故が発生した場合には子どもの家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない</li> <li>・事故の状況及び採った処置について記録しなければならない</li> <li>・賠償すべき事故発生時には速やかに賠償を行わなければならない</li> </ul>	従うべき基準
12	特別利用保育の基準	規定なし	特別教育・保育施設(保育所)が満3歳以上の小学校就学前子どもに対し特別利用保育を提供する場合には保育所の設備及び運営の基準を遵守しなければならない	従うべき基準
13	特別利用教育の基準	規定なし	特別教育・保育施設(幼稚園)が満3歳以上の小学校就学前子どもでも必要な保育を受けることが困難な子どもに対し特別利用教育を提供する場合には幼稚園の設備及び運営の基準を遵守しなければならない	従うべき基準
14	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者等の人權に十分配慮するとともに、各人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</li> <li>・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</li> <li>・その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</li> <li>・児童福祉法に定める施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</li> <li>・構造設備は、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生及び危害防止に十分な配慮を払って設けなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</li> <li>・常に子どもの立場に立って人權への配慮、人格の尊重しなければならない</li> <li>・地域及び家庭との結びつきを重視した運営、関係団体等との密接な連携に努めなければならない</li> <li>・体制の整備と研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない</li> </ul>	参酌すべき基準
15	施設概要説明における電子情報処理組織等の利用	規定なし	文書に記すべき重要事項が保護者の申出があった場合は電磁的方法により提供することができる	参酌すべき基準
16	受給資格等の確認	規定なし	支給認定証によって受給資格等を確認するものとする	参酌すべき基準
17	支給認定の申請に係る援助	保育所: 保育所において保護者から代行の依頼があった場合は、保護者の了解を得た上で、入所申込書の確認提出を行い、保護者の負担軽減に資するよう努めること。	支給認定の請求に係る援助を行わなければならない	参酌すべき基準
18	子どもの心身の状況等の把握	常に保護者と密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解協力を得るよう努めなければならない。	子どもの心身の状況等の把握に努めなければならない	参酌すべき基準

	項目	旧	新	
		平成26年度までの現行基準	平成27年度からの基準	
19	小学校等との連携	保育所：小学校教育との連携を図らなければならない。 認定こども園：小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。	子どもが小学校等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続のため、小学校等との密接な連携に努めなければならない	参酌すべき基準
20	教育・保育の提供の記録	保育所：入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿 幼稚園：幼稚園幼児指導要録 認定こども園：認定こども園こども要録	特定教育・保育を提供した際には、必要な事項を記録しなければならない	参酌すべき基準
21	施設型給付費等の額に係る通知等	規定なし	特定教育・保育施設の施設型給付費の額を通知しなければならない。	参酌すべき基準
22	特定教育・保育に関する評価等	保育所：自ら業務の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 幼稚園：自己評価を行い、その結果を公表すること。学校関係者評価を行うとともに、その結果を公表するように努めること。その結果に基づき運営の改善と図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 認定こども園：自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。	自ら評価を行い常に改善を図り、第三者による評価を受けて結果を公表し常に改善を図るよう努めなければならない	参酌すべき基準
23	相談及び援助	規定なし	子ども又は保護者に対し相談及び援助を行わなければならない	参酌すべき基準
24	緊急時等の対応	規定なし	緊急時には速やかに連絡を行うなどの措置を講じなければならない	参酌すべき基準
25	支給認定保護者に関する市町村への通知	規定なし	不正な給付について遅滞なく市に通知しなければならない	参酌すべき基準
26	運営規定	保育所：入所者等の援助に関する事項及び施設の管理についての重要事項の規定を設けなければならない	施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない	参酌すべき基準
27	勤務体制の確保等	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	職員の勤務体制を確保し、資質向上のために研修の機会を確保しなければならない	参酌すべき基準
28	定員の遵守	保育所：設備運営基準を遵守していれば、定員超過しての入所は可能。 幼稚園：定員内受け入れ 認定こども園：原則定員内受け入れ。ただし、認可保育所においては、認可保育所の基準を適用。幼稚園部分については、定員総数内であれば、超過可能	やむを得ない事情がある以外は利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない	参酌すべき基準
29	掲示	規定なし	利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない	参酌すべき基準
30	情報の提供等	市は保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、その区域内の保育所の設置者、設備及び運営の状況等に関し、情報の提供を行わなければならない。	保護者が適切に特定教育・保育施設を選択することができるように情報の提供を行うよう努めなければならない	参酌すべき基準

	項目	旧	新	
		平成26年度までの現行基準	平成27年度からの基準	
31	利益供与等の禁止	規定なし	金品その他の財産上の利益を供与または収受してはならない	参酌すべき基準
32	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・県又は市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行わなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・内容等を記録しなければならない。</li> <li>・市が実施する事業に協力するよう努めなければならない</li> <li>・指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない</li> <li>・改善内容を市に報告しなければならない</li> </ul>	参酌すべき基準
33	地域との連携等	保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者と連携及び協力の推進に資するため、運営等の情報を積極的に提供するもの。	運営にあたって地域との連携・交流に努めなければならない	参酌すべき基準
34	会計の区分	実施する事業の会計管理の実態を勘案し、拠点区分又はサービス区分を設けなければならない。	特定教育・保育の事業会計をその他の事業会計と区別しなければならない	参酌すべき基準
35	記録の整備	職員、財産、収支の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない	参酌すべき基準